

介護職員による喀痰吸引等（たんの吸引等）の実施について

1 喀痰吸引等の制度の概要

- (1) 喀痰吸引及び経管栄養（以下、「喀痰吸引等」という。）は、医療的行為（医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）であり、医師、保健師、助産師、看護師又は准看護師にのみ認められている行為です。
- (2) そのため、介護福祉士が喀痰吸引等を実施するためには、医療的ケア及び実地研修を修了し「介護福祉士登録証」に実地研修を修了した行為を付記することが必要であり、かつ、「登録喀痰吸引等事業者」として登録されている事業所においてのみ喀痰吸引等を実施できます。
- (3) 介護福祉士でない介護職員が喀痰吸引等を実施するためには、都道府県の委託先又は「登録研修機関」で基本研修及び実地研修を修了し、都道府県から「認定特定行為業務従事者」として認定証の交付を受ける必要があります、かつ、「登録特定行為事業者」として登録されている事業所においてのみ喀痰吸引等を実施できます。

2 事業者の登録について（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者）

介護事業者が施設や事業所で喀痰吸引等を行う場合は、県に登録する必要があり、そのためには次の基準を満たす必要があります。

《喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準》

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ① 喀痰吸引等は、1の（2）及び（3）に該当する介護福祉士等に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行う（※）こと。
- ③ 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）。
- ④ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤ 上記1. ③の計画書の内容を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること

（※）2. ②は、「登録喀痰吸引等事業者」のみに必要な基準。実地研修の内容は、口腔内の喀痰吸引：10回以上、その他：20回以上。

（注）病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。
なお、当該施設では介護福祉士等に喀痰吸引等の行為を行わせることはできません。

◆登録事業者が違反した場合の処分等

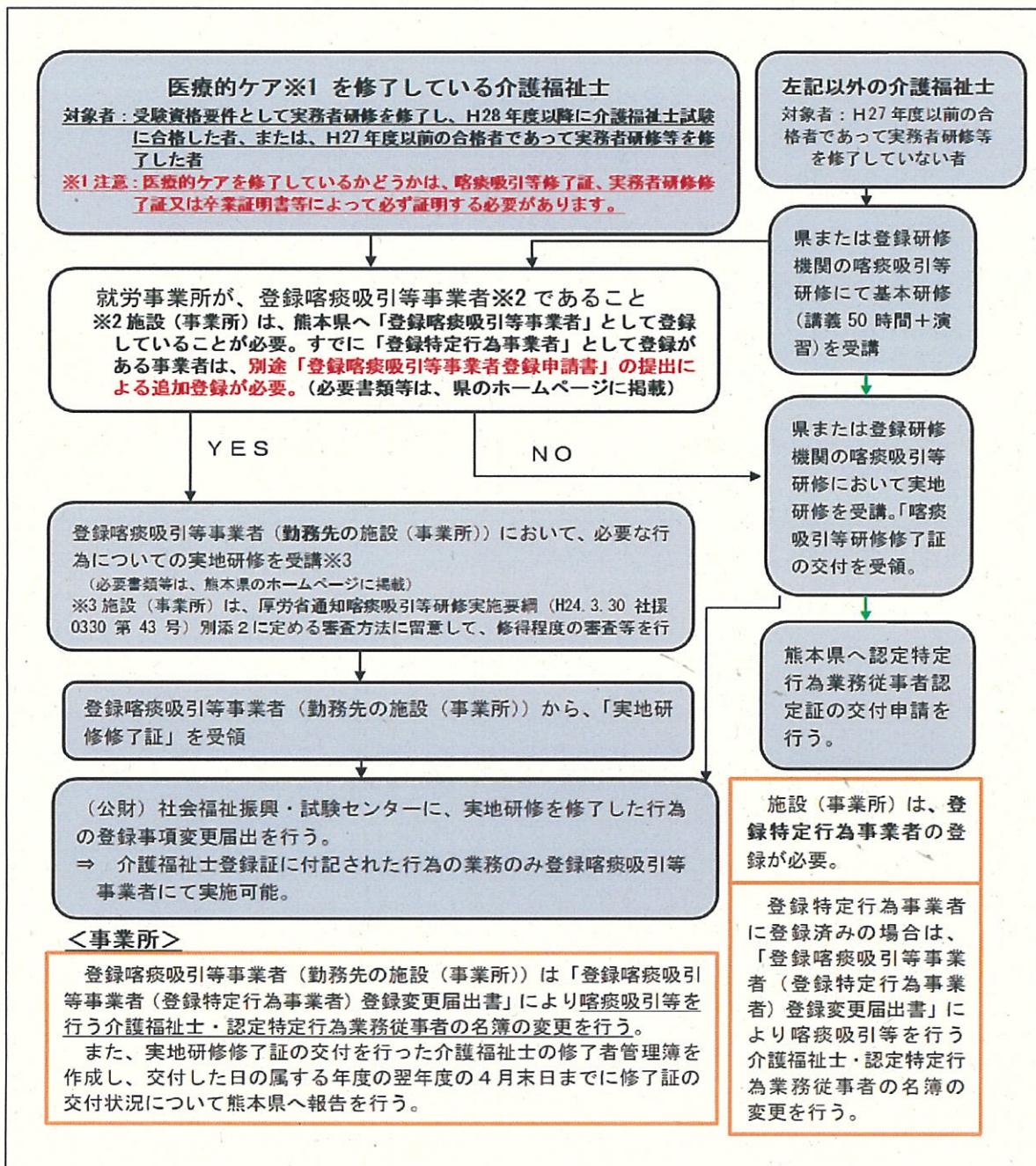
以下の場合は登録の取消し又は業務停止等の処分対象となることがあります。

- ・実地研修を修了していない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- ・介護福祉士に対し、要件を満たさない実地研修を実施し、修了証を交付した場合
→ 登録事業者の取消等の処分（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）
- ・介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合は、信用失墜行為違反となり、登録の取消し又は名称使用停止など行政処分の対象となることがあります。
→ 介護福祉士等の信用失墜行為の禁止（同法第45条）

◆未登録の事業者が違反した場合 ⇒ 捜査機関に対して告発することができます。

3 介護福祉士等が喀痰吸引等医行為を行うまでの流れ

医療的ケアは修了しているが、実地研修を修了していない介護福祉士が喀痰吸引等を実施するためには、就業事業所が「登録喀痰吸引等事業者」であれば、就業事業所内で実地研修を実施し、就労事業所が「登録喀痰吸引等事業者」でなければ、都道府県の委託先又は「登録研修機関」で実地研修を修了しなければなりません。



4 県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修及び介護福祉士の養成課程

《研修内容》

第一号研修 不特定多数の者	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習 各5回以上		+ 実地研修 全ての行為 口腔内：10回以上、その他：20回以上
	基本研修 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習 各5回以上		+ 実地研修 任意の行為 口腔内：10回以上、その他：20回以上
第三号研修 特定の者	基本研修 講義及び演習 9H (注)重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間		+ 実地研修 特定の者に対する必要な行為についてのみ
介護福祉士の養成課程	医療的ケア 講義 50H + 各行為のシミュレーター演習 各5回以上	+ 実地研修 口腔内：10回以上、その他：20回以上	(登録喀痰吸引等事業者) 実地研修

※ 喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）について（お問合せ先：高齢者支援課）

※ 喀痰吸引等研修（第三号研修）について（お問合せ先：障がい者支援課）

【熊本県内の登録研修機関一覧】

名称	住所	電話番号	実施する研修課程
セントケア九州株式会社	熊本市中央区十津川一丁目3番1号	096-278-7811	第1号 第2号
キャリア教育プラザ株式会社	熊本市東区健軍3-39-14-701	096-342-8181	第1号 第2号
合同会社笑みリンク	水俣市深川32-2	0966-83-9111	第1号 第2号
株式会社プレゼンス・メディカル	熊本市中央区下通1-3-8	0120-698-789	第1号 第2号
株式会社セリナ 熊本営業所	熊本市中央区坪井6丁目35-6 セイシャルハイツ石川A205	0120-196-294	第1号 第2号
株式会社日本クリエイト 福岡支社	福岡市中央区天神1-13-21 天神商業ビル7F	092-737-6371	第1号 第2号

5 実施可能な行為

対象	喀痰吸引			経管栄養	
	口腔内（咽頭の手前まで）	鼻腔内（咽頭の手前まで）	気管カニューレ内部	胃ろう	腸ろう
介護福祉士	実地研修を修了し介護福祉士登録証に付記された行為				
第1号研修 不特定多数の者	○	○	○	○	○
第2号研修	○	○	○	○	○
第3号研修 特定の者	特定の者が必要とする行為				

※ 認定特定行為業務従事者が持つ「認定証」に記載された認定行為により、実施可能な範囲が変わります。

※ 熊本県が開催する第1号・第2号研修においては、人工呼吸器装着者へのたん吸引と半固体型栄養剤の経管栄養については実施していません。

◎認定証交付、事業者登録に必要な手続きについて

県庁ホームページで手続き・様式等を案内しています。

健康・福祉>介護>介護サービス事業所>資格・研修>資格（たん吸引等）